

出入国在留管理庁室長級ポスト（在留審査調整官）の公募について

令和7年10月31日
出入国在留管理庁総務課

1 採用予定官職

出入国在留管理庁在留審査調整官

2 募集人員

1名

3 職務内容・求められる能力

（1）職務内容

外国人の在留の許可に関すること及び外国人の中長期の在留の管理に関すること等に係るものの調整に関する業務

（2）求められる能力

ア 出入国在留管理に関する専門的かつ高度な知識を有し、それに基づいて物事を的確に判断する能力

イ 関係府省及び関係機関等から理解・協力を得て施策を推進するための調整能力

ウ 業務運営・組織統率に必要なリーダーシップ及びマネジメント能力

4 採用形態

（1）一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号）に基づく採用（任期は原則2年）

（2）現職の国家公務員の場合は出入国在留管理庁への人事異動（任期は原則2年）

5 勤務条件

（1）勤務地

出入国在留管理庁（東京都千代田区霞が関1-1-1）

（2）採用予定時期

令和8年4月1日 ※具体的な採用時期については協議の上決定。

（3）勤務時間・休暇

勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日、祝日等の休日は休み。

なお、休暇には、年20日の年次休暇（年の途中で新たに職員となった場合は、その年の在職期間に応じて決定）、特別休暇、病気休暇、介護休暇がある。

（4）給与

給与については、これまでの経歴等を考慮の上、国家公務員の給与規定（一般

職の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）等）に基づき決定する。

（５）服務規律等

国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に定める義務等を遵守すること。

6 応募資格

上記3（2）アからウまでの能力を有すること。

なお、次のいずれかに該当する者は応募できない。

- （１）日本国籍を有しない者
- （２）国家公務員法第38条（注）の規定により国家公務員になることができない者
- （３）平成11年改正前の民法の規定による準禁治産者の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とする者以外）

（注）国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）（抜粋）

（欠格条項）

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則で定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第百九条から第百十二条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7 応募方法

次の書類を応募期間までに下記提出先宛てに郵送してください。

※ 応募書類は返却いたしません。なお、応募書類に記載された個人情報につきましては、本採用に関する手続以外の目的には使用いたしません。

（１）提出書類

ア 履 歴 書（市販の用紙で可）※写真貼付。

イ 職務経歴書（A4版縦長用紙横書き）

ウ 課題作文

- テーマ：これまでの職務経歴の内容を具体的に述べつつ、当該経験や御自身の専門性を踏まえ、出入国在留管理庁職員としてどのような貢献ができると考えているかを具体的に述べてください。

- 様 式：A4版縦長用紙横書き、2,000字以内

（２）応募受付期間

令和7年10月31日（金）～令和7年11月14日（金）

（同日の消印まで有効）

（３）提出先

〒100-8973 東京都千代田区霞が関1-1-1

出入国在留管理庁総務課人事係

電話 045-370-9755（内線6842・6843）

（４）その他

書類提出の際には、封筒の表に「室長級職員（出入国在留管理庁在留審査調整官）応募」と朱書きしてください。

8 選考方法

第一次選考：書類選考

第二次選考：面接による人物試験

※ 書類選考の結果、第二次選考を行うこととなった方のみに第二次選考の日時等を連絡いたします。

9 その他

- （１）現在、民間等の職についている方は、採用時に当該所属先から退職する必要があります（休職は不可）。
- （２）現職の国家公務員の場合は、所属する各府省の人事担当課を通じて応募してください。

以上